



FCグローバル

ベトナム ファンド

ケイマン籍契約型外国投資信託
～米ドル建て～

FC Global Vietnam Fund

ケイマン籍／契約型／外国投資信託(米ドル建て)

<管理会社>	FCインベストメント・リミテッド 2003年9月にケイマン諸島において設立。 ファンド資産の管理・運用業務を行います。 管理会社の資本金は5,000万円です。 管理会社は、本ファンドを含むケイマン籍契約型投資信託7本(純資産総額 47,931,415.22米ドルおよび6,038,620,608円)の管理および運用を行っています。 (2018年1月末日現在)
<投資運用会社>	キャピタル アセットマネジメント株式会社 ファンド資産の運用業務を行います。
<受託会社>	G.A.S.(ケイマン)リミテッド ファンドの受託業務を行います。
<管理事務代行会社>	SMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド 管理事務代行業務を行います。
<保管会社>	スミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッド ファンド資産の保管業務を行います。
<日本における販売会社 ／代行協会員>	藍澤証券株式会社 日本におけるファンド証券の代行協会員および販売会社としての業務を行います。

- ・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- ・また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行うFCグローバルベトナムファンドの受益証券(「ファンド証券」)の募集については、管理会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2018年3月30日に財務省関東財務局長に提出しており、2018年3月31日にその届出の効力が生じております。
- ・ファンド証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか、為替変動による影響を受けます。したがって、1口当たり純資産価格は変動しますので元本が保証されるものではありません。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

ファンドの目的・投資方針・投資対象

ファンドの投資目的は、合理的な程度リスクにおいて、ベトナムで設立された企業（以下「ベトナム企業」といいます。）またはホーチミン証券取引所またはハノイ証券取引所に上場されている企業または、ベトナムで営業を行うかベトナム経済に影響を受けるビジネスを行っておりその他の取引所に上場されている企業（以下「ベトナム関連企業」といいます。）により発行される、株式、転換社債、ワラント、新株引受権付社債を含む株式関連証券および債券、またはこれらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連するオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金等価物に投資することによる、収益および長期的な資産の増加です。ファンドは主にベトナム企業またはベトナム関連企業によって発行される、取引のために登録された、または上場間際の株式、社債、ワラントその他の証券およびデリバティブ（オプション先渡しおよび先物）（ただしこれらに限られません。）に投資します。ファンドが投資するベトナム企業はホーチミン証券取引所またはハノイ証券取引所に上場されているかまたはベトナムの店頭市場において取引されるかまたは公開会社となることが期待される未上場企業です。ファンドの現金は信用度の高い短期投資対象に投資されるか、または安定した金融機関に預金されることがあります。ファンドは、方針として、投資先の会社に対する支配を追求しません。

投資哲学、投資プロセスおよび投資手続

投資運用会社は管理会社のために、ファンドに関する投資に対し主にバリュー・アプローチを採用します。投資運用会社は、ある時点において真正な価値を正確に反映して株価が上昇するとの予想のもとに、割安な株式を見出すことを目指します。一般に、投資運用会社は、集中的な経営を行い、高い利益率および収益の増加、および低いデット・エクイティ・ギアリングを享受し、低い株価収益率（PER）および低い株価純資産倍率（PBR）で株式が取引される企業に投資する傾向があります。時に、投資運用会社は自らの裁量により、市場およびビジネスのサイクルを活用するため、バリュー戦略および成長戦略を組み合わせるか、または成長株により焦点を当てる場合があります。また、投資運用会社は積極的な資産配分プロセスを採用し、これにより投資運用会社は市場動向の変化に対応して資産配分を調整します。したがって、ファンドは常にフル・インベストメントが行われるとは限りません。投資運用会社は、元本を保全するため、市場がピークに近いと判断した場合には株式に対するファンドのエクスポージャーを下げます。逆に、投資運用会社は、市場が景気の谷にあると判断した場合、株式に対するファンドのエクスポージャーを上げるようにします。

ファンドは、トップ・ダウン分析およびボトム・アップ分析の組み合わせを利用して運用されます。トップ・ダウン分析は、マクロ経済および社会政治的発展の見直しおよび世界・国レベルの見通し（国毎の特定の要因ならびにセクターの成長動向、関連する評価、および各業界の典型となるサイクルの理解に焦点を当てます。）を網羅します。かかるマクロ評価を利用し、ファンドのための適切な国およびセクターの投資配分について戦略が考案されます。その後、銘柄選別プロセスが続きます。銘柄選別は、以下の株式スクリーニングのプロセス（厳密な定量的および定性的な選別基準に従います。）に従って行われます。基準には、企業の収益原動力、PERおよびPBR等の財務比率、利益率、負債資本比率、およびキャッシュ・フロー、経営の質および企業の透明性を含みます。ボトム・アップ・アプローチにおいて、投資運用会社は、技術的要因（株価動向を含みます。）を十分に考慮した上で、ファンダメンタル分析の適用に関する株式の評価および選別のプロセスを通じてファンドのポートフォリオを構成します。

主な投資制限

ファンドは、以下の主要な制限に従います。

1. ファンドは証券の空売りを行いません。
2. 取引所に上場されていないかまたは直ちには実現できない投資対象に対し、純資産総額の20%を上回る投資を行いません。
3. ベトナムにおいて上場されていないか、または「取引のために登録」されていない投資対象につき、純資産総額の50%を上回る投資を行いません。
4. その他のベトナムの投資ファンドにつき、純資産総額の15%を上回る投資を行いません。
5. 債券、現金および現金等価物につき、連続した12カ月間に純資産総額の50%を上回る投資を行いません。
6. 単一の債券発行者の証券につき、純資産総額の10%を上回る投資を行いません。
7. ワラント、オプション、先物、先渡を含む派生商品につき、純資産総額の15%を上回る投資を行いません。
8. ファンドの証券については、債務の担保としていかなる方法においても譲渡担保権、質権、抵当権の設定をされず、または譲渡されません。
9. ファンドは、引受または下引受取引を行いません。
10. ファンドは、商品または不動産の取引を行う会社の証券には投資を行いますが、商品または不動産に対して投資を行いません。

上記に加え、管理会社はファンドのために以下を行うことはありません。

1. 本人として、自己もしくは管理会社の取締役と取引を行うこと、
2. 管理会社の利益もしくはサブ・ファンド以外の当事者の利益を目的とした取引を行うこと、
3. 1つの会社の株式の取得の結果、管理会社または投資運用会社に管理されるすべてのミューチュアル・ファンドに保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超える場合に、その会社の株式を取得すること、
4. 1つの会社の株式の取得の結果、サブ・ファンドに保有される当該会社の株式総数が当該会社の株式総数の50%を超える場合に、その会社の株式を取得すること、
5. 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得すること。

ファンドの投資ポートフォリオへの変更または追加を行う際には、かかる制限を考慮しなければなりません。

借入制限

投資運用会社はサブ・ファンドのために、純資産総額の10%以上の借入れを行いません。

分配方針

ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインの分配は、管理会社の絶対裁量による判断に基づき、受益者に対して行うことができます。ただし、管理会社は、受益者に対する分配が行われず、むしろファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインは再投資され、純資産価額に反映されることを予定しています。

運用体制

管理会社の取締役は、ファンドの関係法人に対する管理を行います。管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社に委託しています。

1. 投資運用方針の決定プロセス

投資運用会社の投資委員会は、投資戦略の立案および検討、ポートフォリオ実績の検討、株式推奨の検討および主要な投資の承認について重要な役割を果たします。投資委員会は、必要に応じて毎月開かれます。投資委員会には、チーフ・インベストメント・オフィサーが議長となり、また、ファンド・マネージャーが出席します。

投資決定の過程で、株式がファンドに組み込まれる前に、異なる勘定のファンドとの間で利益相反が発生しないかチェックを行います。なお、売却検討も同様の手続を経て行われます。

2. 任務と権限

投資運用会社は、適用法規ならびにファンドの投資方針および投資制限を確実に遵守するようにリスク管理とコンプライアンスの手続きを設けています。この手続きには、対ベンチマーク比でのポートフォリオの運用成績、ポートフォリオのリスク指標および投資制限の遵守を継続的に監視することが含まれます。

リスク要因

投資者は、ファンド証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻または償還に関して投資者が受取る金額が、投資元本を下回ることもあります。

ファンドの信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドへの投資のリスクには以下が含まれますが、下記の記載はファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではありません。

■ 投資目的の達成

ファンドが一貫してプラスのリターンを達成するという投資目的を達成する保証、表明はありません。

■ 決済リスク

ファンドは、カウンターパーティの信用リスクを負うことになり、また決済不履行リスクも負うことになります。

■ 為替レート

ファンドは、ファンドが米ドル以外の通貨建ての資産に投資される範囲で、為替レートの変動にさらされます。

■ 政治、経済、社会等に関する検討事項

ファンドの純資産総額およびファンドの投資対象の流動性は、為替レートおよび為替管理、金利の変化、政府の方針および税制の変更、および社会、政治および経済の不安定性または、ファンドが投資を行う国における、もしくは当該国に影響を及ぼすその他の出来事の悪影響を受けることがあります。

■ 潜在的市場ボラティリティ

特定のアジア諸国の株式市場は、近年著しい価格変動を経験しており、今後もかかる価格変動が続く可能性があります。

■ 流動性

運用会社は、ファンドの勘定で、上場証券ならびに非上場証券に投資することができます。非上場証券は、極端な市況または注文規模によっては、必ずしも希望価格での買注文もしくは売注文の実行またはオープンポジションの清算ができるとは限りません。

■ 企業の情報開示、会計および規制基準

一部の企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公に利用できる情報も少ない場合があります。また、企業が米国またはヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件に従う場合があります。

ベトナム企業に投資を行う際のリスクには、未上場企業への投資、旧国営企業への投資、不十分な融資または資本調達、顧客集中リスク、非効率的運営管理、詐欺行為に関する不適切な内部統制、人材不足、関連する為替レートの変化による競争力低下などのリスクにさらされる可能性がある企業に投資する可能性等、その他のリスクを含みます。

ベトナムの株式市場への投資リスクには、他地域の証券取引所と比べ、ホーチミン証券取引所およびハノイ証券取引所HSXが未発達であることによる投資機会の限定、ベトナムの国際化進展により、ベトナム企業にとって競争が激化していること、ベトナム・ドンの変動、下落および兌換性、通貨交換リスク、企業および投資に関する法的枠組みの変更、未上場株式においてその他の株主が第一優先先買権を有する場合や、ベトナムの証券取引所が他の地域の証券取引所に比べて流動性が限られていることなどにより、投資対象の処分が困難であること、破産手続中の資産実現および外国仲裁裁定書の執行が困難であることカウンターパーティの信用リスクおよび決済不履行リスク、政治体制、法制度の変更および税法の不確実性、会計、監査および財務報告基準、実務および開示要件が先進国と異なり、また、入手可能な情報が、先進国より少ないこと、ベトナム株式市場のボラティリティ、経済活動の大幅な低下をもたらす可能性があるSARS、鳥インフルエンザ、その他の伝染病に関するリスクを含みます。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

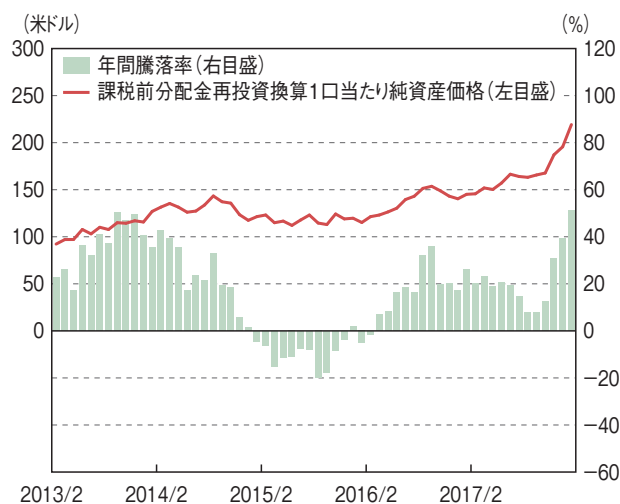
投資運用会社は、適用法ならびに本ファンドの投資方針および制限を遵守することを保証するため、リスク管理およびコンプライアンスの手続を確立しました。かかる手続には、適用される規定、投資限度および制限を遵守することに加えて、指数に対するポートフォリオの実績およびポートフォリオのリスク測定方法を定期的に監視することも含まれます。

リスクに関する参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

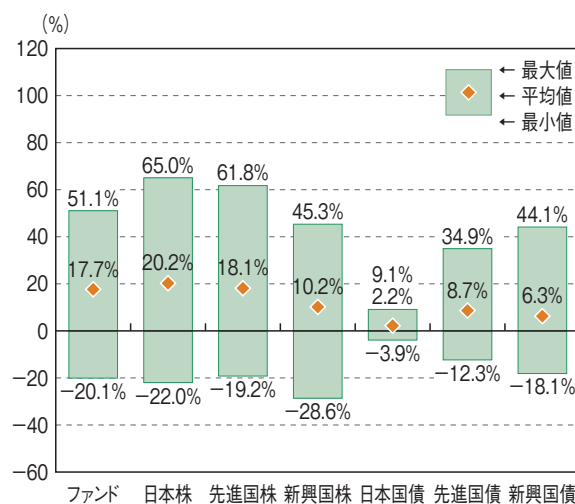
ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2013年2月～2018年1月の5年間に於けるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基にFC インベストメント・リミテッドが作成

- ※ 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※ ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ ファンドの年間騰落率は、ファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※ 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○各資産クラスの指数

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

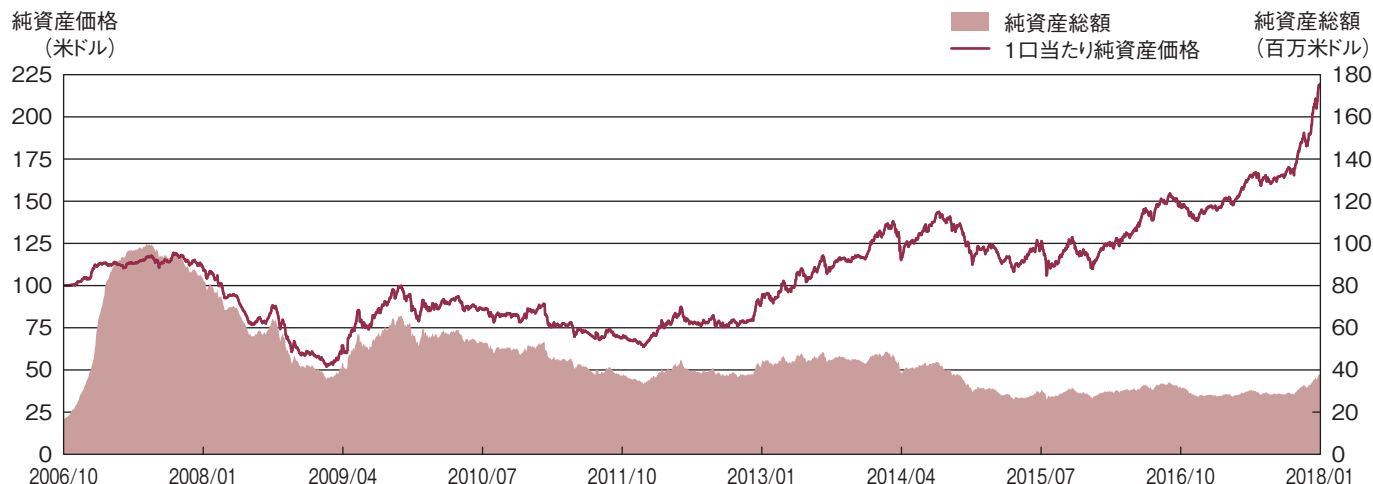
(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.が円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

FTSE世界国債インデックスおよび**FTSE新興国市場国債インデックス**はFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスです。

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移



投資有価証券の主要銘柄

(2018年1月末日現在)

順位	銘柄	国	業種	株式数 (株)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	VIETNAM DAIRY PRODUCTS VND	ベトナム	食品	411,720	7.89	3,246,655.74	8.96	3,689,019.86	9.78
2	PETROVIETNAM GAS JS VND	ベトナム	ガス	566,090	3.00	1,699,009.05	5.49	3,105,618.79	8.23
3	JS COMM BANK FOREIGN TRADE VIETNAM VND	ベトナム	銀行	879,375	1.90	1,673,727.45	2.93	2,578,653.38	6.84
4	HO CHI MINH DEV JOINT STK COM BK VND	ベトナム	銀行	1,130,000	1.42	1,603,768.26	2.05	2,318,510.04	6.15
5	VINGROUP JSC VND	ベトナム	不動産	578,865	2.55	1,477,855.43	3.79	2,191,898.12	5.81
6	MILITARY COMMERCIAL BK VND	ベトナム	銀行	1,403,249	0.56	786,627.69	1.40	1,970,924.76	5.22
7	FPT CORP VND	ベトナム	電子装置	690,740	1.78	1,229,802.48	2.77	1,912,977.55	5.07
8	HOA PHAT GROUP JSC VND	ベトナム	鉄鋼	648,299	1.02	664,345.51	2.74	1,778,312.25	4.71
9	MA SAN GROUP CORP VND	ベトナム	食品	407,000	2.30	937,066.93	4.06	1,650,435.89	4.38
10	MOBILE WORLD INV VND	ベトナム	小売	285,474	2.29	654,974.56	5.53	1,577,447.48	4.18

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産別および地域別の投資状況

(2018年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
株式	ベトナム	36,350,772.32	96.36
現金・その他の資産(負債控除後)		1,372,828.12	3.64
総計(純資産総額)		37,723,600.44 (約4,104百万円)	100.00

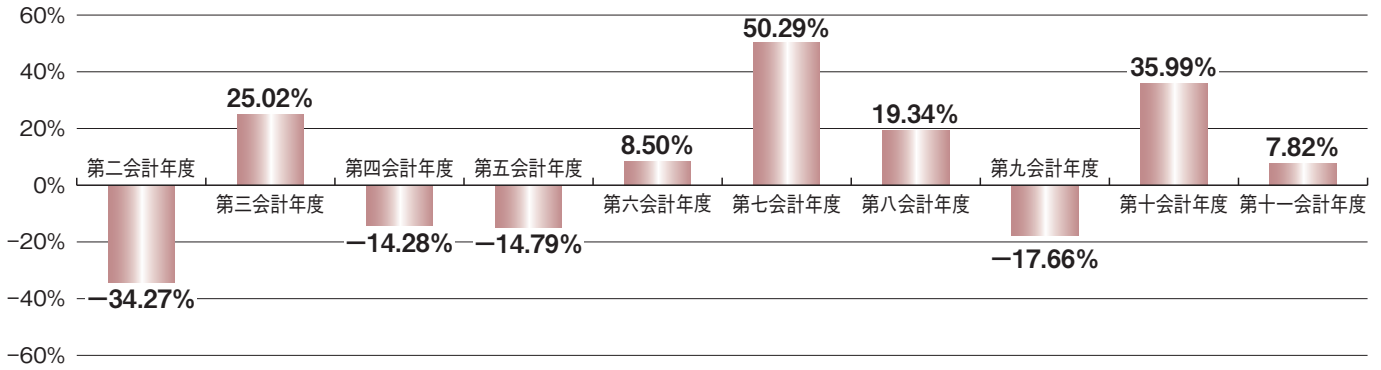
(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.79円)によります。

分配の推移

設定来、分配金の支払実績はございません。

収益率の推移



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度最終日の純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格 (分配落の額)

運用実績に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

お申込みメモ

購入(申込み)単位	10口以上1口単位
購入(申込み)価額	各取引日における受益証券1口当たり純資産価格 (注1)「取引日」とは、ファンド営業日を指します。 (注2)ファンド営業日は土曜日、日曜日以外の日で、ダブリン、ロンドン、および東京において銀行が営業しており、かつ、ベトナムにおいて証券取引所で取引が行われている日、または管理会社が受託会社との協議の上、ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。
購入(申込み)代金	投資者は、申込み注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」といいます。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額を販売会社に対し円貨または外貨で支払うものとします。
換金(買戻し)単位	1口単位
換金(買戻し)価額	管理事務代行会社および保管銀行を通じて管理会社が買戻請求を受領した評価日における純資産価格 (注)「評価日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託者との協議の上、随時決定する日を指します。
換金(買戻し)代金	買戻代金は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款の定めるところにしたがって、販売会社または販売取扱会社を通じて、円貨または外貨で支払われるものとします。
申込締切時間	販売会社の定める時間とします。
購入の申込期間	2018年3月31日(土曜日)から2019年3月29日(金曜日)まで ただし、申込みは、各取引日に取り扱われます。
換金(買戻し)制限	クローズド期間、大口解約の制限等はありません。
購入・換金(買戻し)申込受付の中止および取消し	管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1か月を超えない期間、ファンドの純資産総額(および1口当たり純資産価格)の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。また、当該停止の期間中、ファンド証券は発行されず、または買い戻されません。管理会社または受託会社がファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。 1. ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が(通常の休日以外で)営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合 2. ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合 3. ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合 4. 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合 当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。
信託期間	2106年9月30日
繰上償還	ファンドは、下記の場合に解散されます。 1. 受託会社と管理会社が合意した場合 2. 受益者集会において決議された場合 3. 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社に代わり受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合 4. 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社に代わり管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合 5. ファンドを違法とする、または受託会社の合理的な意見としてファンドを継続することが不可能もしくは推奨されない(もしくは受託会社が必要であると考えれば、法律顧問の助言に基づいてそのように考えさせる)法規制が成立するか、または関連する規制当局による決定もしくは指導が行われた場合 また、上述の方法により解散されない限り、ファンドは以下の事由の発生により解散します。 1. 2106年9月30日の到来 2. 純資産総額が500万米ドル未満または50億米ドル超となり、かつ管理会社が受託会社と協議した上でファンドを解散することを決定した場合 3. 管理会社が受託会社の事前の同意を得てファンドを解散することを決定した場合 ファンドが解散される場合には、管理会社は、すべての受益者に対し、ファンドが解散されたことおよび適用のある法令により要求されるその他の事項につき、速やかに公告・通知しなければなりません(または、管理会社は、日本における販売会社にこれらの公告・通知をさせなければなりません。)。上述の方法でファンドが解散される場合、管理会社は、ファンドの投資対象、不動産およびその他の資産を換金するものとします。ファンドの最終監査後、すべての負債を完済するか完済するために十分な引当金を確保し、また解散により生じた費用のために十分な引当金を確保した後で、受託会社は受益者に対して換金によって得られた資金を、ファンドの終了日時点におけるそれぞれの持分に比例して(受託会社が正当に要求することのできる、受領権限についての証拠(もしあれば)の提示により)配分するものとします。

決 算 日	毎年9月30日
収 益 分 配	ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインの分配は、管理会社の絶対裁量による判断に基づき、受益者に対して行うことができます。ただし、管理会社は、受益者に対する分配が行われず、むしろファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインは再投資され、純資産価額に反映されることを予定しています。
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがありません。
運用報告書	ファンドの計算期間の終了(毎年9月30日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過および、ファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。交付運用報告書は、販売会社または販売取扱会社を通じて受益者にお渡します。
課 税 関 係	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。
そ の 他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。(開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせください。)

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入(申込み)時手数料	購入(申込み)時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。 日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。								
	<table border="1"> <tr> <th>申込口数</th> <th>申込手数料</th> </tr> <tr> <td>1万口未満</td> <td>3.24% (税抜3.00%、税0.24%)</td> </tr> <tr> <td>1万口以上5万口未満</td> <td>2.70% (税抜2.50%、税0.20%)</td> </tr> <tr> <td>5万口以上</td> <td>2.16% (税抜2.00%、税0.16%)</td> </tr> </table>	申込口数	申込手数料	1万口未満	3.24% (税抜3.00%、税0.24%)	1万口以上5万口未満	2.70% (税抜2.50%、税0.20%)	5万口以上	2.16% (税抜2.00%、税0.16%)
申込口数	申込手数料								
1万口未満	3.24% (税抜3.00%、税0.24%)								
1万口以上5万口未満	2.70% (税抜2.50%、税0.20%)								
5万口以上	2.16% (税抜2.00%、税0.16%)								
換金(買戻し)手数料	かかりません								

投資者が信託財産で間接的に負担する費用^(注)

運用管理費用(管理報酬等)
純資産総額に対し、**上限年率1.76%(年間最低25,000米ドル)**および**年間3,000米ドル**を超えない額ならびに実績報酬(ただし、下記のその他の費用・手数料等もファンドの信託財産から支払われます。)

	手数料等	支払先	役務の内容	報酬料率
内 訳	管理報酬	管理会社	ファンド資産の管理・運用業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.09% (毎月後払い)
	受託報酬(管理事務報酬および保管報酬を含みます。)	受託会社	ファンドの受託業務および登録事務代行業務ならびにファンド資産の管理事務代行業務および保管業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.06% (毎月後払い、年間最低10,000米ドル) 受託会社はまた、ファンドの資産から、(a)純資産総額200万米ドル以下の部分に対し、年率0.11%および(b)純資産総額200万米ドルを超える部分に対し、年率0.10%で計算される管理事務報酬(但し、年間で15,000米ドルを下回らないものとします。)を受領する権利を有します。 また、受託会社は、ファンドの登録事務代行業務に関して、年3,000米ドルを超えない額(毎月後払いで比例配分に基づき支払われます。)も請求します。 なお、管理事務代行会社の報酬は、受託報酬から支払われます。また、保管会社は、保管会社および受託会社の間で合意した料率でファンドの資産から報酬の支払いを受けます。
	投資運用報酬	投資運用会社	ファンド資産の運用業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.8% (毎月後払い) また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いで支払われる実績報酬を受領する権利を有します。 ある暦四半期(以下「当該四半期」といいます。)に関する実績報酬 = (当該四半期末の受益証券1口当たり純資産価格 - ハイ・ウォーターマーク) × 15% × 当該四半期末に発行されている受益証券の平均口数
	代行協会員報酬	代行協会員	1口当たりの純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.2% (毎月後払い)
	販売報酬	販売会社	口座内でのファンドの事務手続き、運用報告書等各种書類の送付、購入後の情報提供等	ファンドの純資産総額に対して年率0.5% (毎月後払い)
その他費用・手数料	ファンドの直接の運営費用(公租公課、銀行取引手数料、券面印刷費、信託証書およびファンドに関するその他一切の書類の作成および/または提出および印刷費用、マーケティング費用、合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用等を含みます。)がファンドの信託財産からのみ支払われます。 上記手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。			

(注) 当該手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況および投資者の皆様がファンドを保有される期間等に依りて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(買戻し)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 上記は、2018年3月30日現在のものです。税率に関しては、2038年1月1日以後は20%となります。今後も税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。